

入学案内

(募集要項)



学校法人 山本国際学園

東京トランスナショナル日本語学校

TOKYO TRANSNATIONAL JAPANESE LANGUAGE SCHOOL

〒143-0016

東京都大田区大森北1-16-6

Phone 03-3766-2411 (+81-3...)

Fax. 03-3766-2412 (+81-3...)

E-mail: info@tokyotjls.jp

URL: <http://tokyotjls.jp/>

I 募集コース

◇ 設置コース及び入学申請受付期間

設置コース	入学時期	入学申請受付期間
進学2年コース	4月	9月上旬～11月上旬
進学1年6か月コース	10月	4月上旬～5月中旬

◇ 授業日及び時間帯

午前クラス	9時～12時30分
午後クラス	13時～16時30分

(毎週月曜～金曜 授業時間:週20時間)

II 入学資格

《入学資格》… ①～⑥の全てを満たす者

- ① 18歳以上で、12年以上の学校教育を修了した者。または、それと同等の学歴を有する者。
- ② 4月入学生は、日本語を150時間程度学習した者。10月入学生は、N4レベル以上の日本語能力を有する者が望ましい。
- ③ 最終学歴より5年以内の者。
- ④ 誠実かつ勤勉で学習意欲のある者。
- ⑤ 経費支弁者に十分な支弁能力があること。
- ⑥ すべての必要書類が期限までに本校事務局に送付できること。

III 入学受付から入国まで（出願方法と申請手順）

《出願方法》

◇ 日本国内からの出願方法

本人または代理人が、出願書類およびその他必要書類一式を本校事務局に提出してください。

* 郵送の場合は、出願締め切り期限2週間前に必着のこと。必ず書留で送付してください。

◇ 海外からの出願方法

* 以下のいずれかの方法で出願してください。

* 海外の連絡窓口へ提出してください。

* 日本在留の申請代理人に依頼し、代理人が本校事務局へ提出してください。

* 本校所定の出願書類およびその他必要書類一式を、本校事務局に直接郵送してください。

≪申請の手順≫

【1】出願

当校事務局に入学願書などの必要書類を提出してください。

⇒当校が、申請書類を審査します。

【2】在留資格認定取得

書類が適正と判断された場合、当校が在留資格認定を入学申請者の代理で申請します。

⇒入学検定料（20,000円）を納付してください。

【3】結果

在留資格が認定されたら、入学申請者は入学検定料を除く納付金全額を当校指定の口座に納付してください。

⇒当校が、入金確認後に、在留資格認定証を申請者に送付します。

【4】留学ビザ申請

入学予定者が、各国の日本大使館で留学ビザを申請してください。

⇒留学ビザ許可後、日本行き航空券を予約してください。その後に入国日時を当校に通知してください。

【5】入国

当校の教職員が羽田空港および成田空港まで出迎え、寮まで同行します。

⇒その後、健康保険の加入、在留カードの住所登録のため区役所に行きます。

◆ **国民健康保険には必ず加入しよう**

留学生活で、不安なことの一つに「病気になったら？」という問題があります。もし健康保険に加入していないと、病気になった時に非常に高額の治療費を支払わなければなりません。国民健康保険は、日本在住の外国人に与えられた権利であると同時に義務でもあります。前の年まで日本での収入がない場合の保険料は、月額2,000～3,000円くらいです。

◆ **年度スケジュール**

	4月入学	10月入学
出願書類提出	前年9月上旬	4月上旬
入管へ申請書類提出	前年11月中旬	6月上旬
在留資格認定証の交付	2月下旬	8月下旬
授業料等の納入期限	3月上旬	9月上旬
認定証の送付	3月中旬	9月中旬
ビザの交付	3月下旬以降	9月下旬以降
入国予定	3月末以降	9月末以降

IV 出願書類

◆本人関係書類

①	入学願書	当校所定用紙に、本人自筆で記入
②	履歴書	当校所定用紙に、本人自筆で記入
③	最終学歴の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）または卒業証書原本（中国・パナラテ イッシュ・モンゴル・ミャンマーは卒業証書原本）	原本
④	最終学歴の成績証明書	原本
⑤	日本語の学習歴を証明する書類	日本語教育機関発行の原本、または日本語能力検定試験等合格証の写し
⑥	パスポートの写し	パスポートがある場合
⑦	写真10枚（4cm×3cm）3か月以内に撮影されたもの	デジタルカメラで印刷したものは不可
⑧	その他当校が必要とするもの	
注	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国の方は、大学統一試験（高考）または高校卒業統一試験（会考）の成績証明書が必要です。中国教育部学位与研究生教育発展センターの認証を行なってください。 ・ 4月入学生は、日本語教育を150時間程度学習した者としてします。 ・ 10月入学生は、N4レベル以上の日本語能力を有する者が望ましいとします。 	

◆経費支弁者の書類

本人が経費支弁をする場合の書類		
①	本人名義の預金残高証明書	原本
②	在職証明書	原本
③	収入証明書（過去3年分）	原本
④	資産形成過程がわかるもの	預金通帳の写しなど

本人の親または親族が経費支弁する場合の書類（海外に居住）		
①	経費支弁書	当校指定経費支弁書
②	経費支弁者の預金残高証明書	原本
③	通帳（存単）の写し	原本、中国のみ
④	経費支弁者の在職証明書	原本、勤続年数のわかるもの
⑤	経費支弁者の収入証明書	原本、過去3年分の年収がわかるもの
⑥	納税証明書（過去3年分）	原本、収入または所得金額の記載のあるもの 中国または当校が必要とする国籍の場合のみ
⑦	申請者と経費支弁者の関係を証明する書類	親族関係公証書、出生証明書など
⑧	資産形成過程がわかるもの	預金通帳の写しなど
⑨	居民戸口簿の写し	中国のみ、（世帯全員分）
⑩	勤務先の営業許可証の正本・副本の写し	
⑪	その他当校が必要とするもの	

在日の経費支弁者が経費支弁する場合の書類		
①	経費支弁書	原本
②	経費支弁者の預金残高証明書	原本
③	経費支弁者の在職証明書 (勤続年数のわかるもの)	自営業者は確定申告書の写し 経営者は法人登記簿謄本
④	経費支弁者の収入証明書	所得証明書(市町村発行) 過去3年分の年収がわかるもの
⑤	住民票	世帯員全員分 外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書
⑥	申請者と経費支弁者の関係を証明する書類	戸籍謄本、親族関係公証書、登録原票記載事項証明書など
⑦	資産形成過程がわかるもの	預金通帳の写しなど
⑧	印鑑証明書	原本
⑨	その他当校が必要とするもの	

◆ 注意事項

- ① 出願書類は、本人・経費支弁者が自筆で記入し、記入漏れのないようにすること。
- ② 修正液の使用はできません。記入ミスがあった場合は、新しい用紙に書き直すこと。
- ③ 日本語以外で作成された全ての書類は、日本語の訳文を添付すること。
- ④ 申請者の国籍によって出願書類が異なる場合があります。
- ⑤ その他必要に応じて、別途書類を提出していただくことがあります。
- ⑥ 出願書類に不備がある場合、受付できない場合があります。十分注意して記入してください。

◆ 在留資格認定証の交付

東京入国管理局での審査が終了すると、「留学」の在留資格認定証が交付されます(4月入学の場合は2月下旬、10月入学の場合は8月下旬)。その際、入学検定料を除く納付金全額を本校の指定口座に入金してください。

V 学費

コース名	2年コース【4月入学生】		1年6か月コース【10月入学生】	
	1年次	2年次	1年次	2年次
入学検定料	20,000	-----	20,000	-----
入学金	35,000	-----	35,000	-----
授業料	570,000	570,000	570,000	285,000
その他納付金	90,000	90,000	90,000	45,000
健康管理費	15,000	15,000	15,000	15,000
合計	730,000	675,000	730,000	345,000
総額	1,405,000		1,075,000	

◆ 注意事項

※在留資格認定証が発行された後、入学検定料を除く納付金全額を本校の指定口座に入金してください。

※授業料、その他の納付金は、一括納入でお支払いいただきます（分割支払いは、原則として認めません）。

※その他納付金については、上記以外にも別途お支払いいただく場合があります。

※翻訳料を別途お支払いいただく場合もあります。

◆ 指定口座

- ・銀行名：MIZUHO BANK, LTD.
- ・銀行支店名：OMORI BRANCH
- ・銀行住所： 2-5-13 SANNOU, OTA-KU,
TOKYO, 143-0023 JAPAN
- ・みずほ銀行SWIFT CODE：MHCBJPJT
- ・口座番号：196-1511395
- ・名義人：INCORPORATED SCHOOL
YAMAMOTO INTERNATIONAL EDUCATIONAL INSTITUTION
TOKYO TRANSNATIONAL LANGUAGE SCHOOL

学費返金規定（日本語教育振興協会ガイドラインに準拠）

- ① 在留資格認定証は交付されたが、ビザの申請を行わず不來日の場合
条件：入学許可書、在留資格認定証を返却
返金：入学金および入学検定料を除く全納入金を返金
- ② 在外公館でビザの申請をしたが認められず來日できなかった場合
条件：入学許可書の返却と在外公館においてビザが発給されなかったことの証明書を提出
返金：入学金および入学検定料を除く全納入金を返金
- ③ ビザを取得したが、來日以前に入学を辞退した場合
条件：入学許可書の返却とビザが未使用で失効が確認できること
返金：入学金および入学検定料を除く全納入金を返金
- ④ ビザを取得し來日入学した留學生が正当な理由なく退学・除籍となった場合
返金：全納入金は原則として返金しない